

庭テ重役私宅ハ左記ノ通りニ付テ関係(貴縣)署ニ於テハ相
本南署成ニラレタシ

左記

府下千駄ヶ谷原宿一九六 取締役社長 小澤信土甫

合 府下千駄ヶ谷原宿一九六 小澤 公七

干葉市藤市川町三英商 (監査役社長) 本田 貞次郎

山形縣東山形郡陸沼町 取締役 小 沢 房 吉

世一區三田里岡町二 工場主任 水 島 英 二

府下中野町水川町三八 庶務主任 馬 上 左 兵

府下中野町水川町三八 庶務主任 伊 藤 猛

事務所々在也、神田區永富町五大同ビル二階二部 株式会社兩宮製紙社

要 求 書

一 工場閉鎖即時取崩シ在前に依り作業ヲ関係スルコト

一 解雇手當ヲ左ノ如ク判定スルコト

一 会社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ニハ解雇手當トシテ日給六ヶ月支給スルコト

一 勤続手當ヲ左ノ如ク判定スルコト

一年未満ノ者ニハ日給ノ二十日分支給スルコト

二年未満ノ者ニ對シテハ三十日分

以上之ニ準シテ一ヶ月ノ増久久ニ十五日分加算スルコト

一 解雇者ノ地村出サイレコト

一 守備中ノ日給ヲ全額支給スルコト

一 急激解決迄ノ費用ノ全額ヲ会社側負担ノコト

昭和六年 六月四日

兩宮製紙社
社長 小澤信土甫 殿

兩宮製紙社従業員一同
関東金屬工組 合